

第21回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年2月22日 13:30~14:30
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 野村 照明委員 | 3 番 金子 靖委員 | 4 番 清水 幸治委員 |
| 5 番 廣瀬女公美委員 | 6 番 二谷 幸裕委員 | 7 番 大畑 礼子委員 |
| 8 番 浅野 徳昭委員 | 10 番 菅原 雄一委員 | 11 番 佐藤 裕司委員 |
| 12 番 山崎 隆史委員 | 13 番 成田 俊英委員 | 14 番 中川 浩幸委員 |
| 15 番 瀬戸 賢成委員 | 16 番 稲場 洋二委員 | 18 番 佐藤 泰正委員 |
| 19 番 福西 範委員 | 20 番 野澤 勲委員 | 21 番 志賀 忠浩委員 |
- (以上 18名)
4. 欠席委員
- | | |
|------------|--------------|
| 9 番 細川 裕委員 | 17 番 松下 裕幸委員 |
|------------|--------------|
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
- | | | |
|----------------|----------|----------|
| 事務局長 可知 拓哉 | 次長 高山 直樹 | 主査 清水 秀人 |
| 会計年度任用職員 藤本 恵美 | 杉野 恵 | 熊野 香苗 |
- (以上 6名)
- 会議録署名委員の指名
- | |
|-------------|
| 4 番 清水 幸治委員 |
| 5 番 廣瀬女公美委員 |
6. 議事日程
- 会期決定について 令和4年 2月 22日 (1日)
- | | |
|--------|-----------------------------|
| 報告第30号 | 現況証明願について (市街化区域) |
| 報告第31号 | 農業委員会のあつせん証明願について |
| 報告第32号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 議案第95号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第96号 | 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について |
| 議案第97号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について |

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第21回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。
議事録署名人に4番、清水幸治委員、5番、廣瀬女公美委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日2月22日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
可知事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。
報告第30号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
可知事務局長

それでは、議案書の3ページでございます、報告第30号「現況証明願」についてご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページでございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏より現況証明願があり、令和4年12月15日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、1月5日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が5ページ、8ページ、9ページでございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏の代理人、 []氏より現況証明願があり、1月11日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、1月12日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第31号「農業委員会のあっせん証明願」について報告して下さい。

事務局
可知事務局長

それでは、議案書の10ページでございます、報告第31号「農業委員会のあっせん証明願」について、ご報告致します。

今回は、鉏路地区で1件の申請がございました。

議案書11ページの表の1番ですが、 氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、1月25日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の「農業委員会のあっせん証明願」について、ご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第32号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
可知事務局長

それでは、議案書12ページでございます、報告第32号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、阿寒地区1件の届出がありました。

議案書13ページの表の1番は、相続人 氏より、被相続人 氏が所有していた、 、他7筆、面積合計 ㎡の農用地を、令和4年10月14日、相続し所有権を取得したとして、令和5年1月6日、本人よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致したものでございます。

以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第32号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第95号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。事務

局より説明して下さい。

事務局

可知事務局長

それでは、議案書の14ページでございます、議案第95号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書15ページの表の1番は、資料が16ページ、17ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他6筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の廣瀬女公美委員より報告をお願いします。

委員

廣瀬委員

議案第95号「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、他6筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、総額■■■■円で売買による所有権の移転を行うものであります。

本件について、令和5年2月13日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

廣瀬女公美委員、ありがとうございました。

それでは、質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第95号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第95号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第96号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報

告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

可知事務局長

議案書の18ページでございます、議案第96号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回1件の報告がございました。

議案書19ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、XXXXXXXXXXで、令和4年3月決算の報告となります。

本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、1件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第96号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第96号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第97号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

可知事務局長

議案書20ページでございます、議案第97号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正」についてご説明致します。

資料は21ページから23ページをご覧下さい。

農地等の利用の最適化の推進に関する事務を行うに当たっては、その公正な実施が図られるよう、事前に目標や推進方法について明らかにするため、農業委員会等に関する法律第7条において目標や推進方法を定めた指針を定め、公表するよう努めることとなっていることから、令和4年4月1日に制定したところでございます。

本指針の根拠法令となる農業委員会等に関する法律第7条が令和5年4月1日に改正されることから、法改正を踏まえ、本指針の改正をするものでございます

以上、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」ご審議のほどよ

議長
野村会長

ろしくお願い致します。

ただいま説明のありました議案第97号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第97号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第97号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和5年 2月 22日

議長 野村 照明

署名委員 清水 幸治

署名委員 廣瀬 如美